

日本リハビリテーション医学会評議員選挙に関する規則について

社団法人日本リハビリテーション医学会

理事長 里宇 明元

平成 21 年 6 月 4 日に開催された日本リハビリテーション医学会総会において、日本リハビリテーション医学会「評議員選挙に関する規則」、「同内規」の一部改定が承認されましたのでお知らせいたします。

なお今回が初めての評議員選挙となりますので、添付の予定表も参照のうえ、選挙方法についてよくご理解いただきますよう、お願いいたします。特に平成 21 年 9 月 1 日現在の学会誌送付先により有権者名簿が作成され、選挙は地区毎に行われることにご留意ください。

以下

- 日本リハビリテーション医学会評議員選挙に関する規則
 - 日本リハビリテーション医学会評議員選挙に関する内規
 - 評議員選挙・次回役員選挙に向けての予定
- を掲載します。

日本リハビリテーション医学会評議員選挙に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日本リハビリテーション医学会定款（以下「定款」という。）第18条の規定に基づき、評議員の選出に関する事項について定める。

(選出方法)

第2条 評議員の選出は、日本リハビリテーション医学会正会員（以下「正会員」という。）の中より選挙によって行う。

(選出区域)

第3条 選挙は、全国を次の区域に分けて行う。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区：青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県
- (3) 関東地区：新潟県，茨城県，栃木県，群馬県，千葉県，東京都，埼玉県，神奈川県，山梨県
- (4) 北陸地区：富山県，石川県，福井県
- (5) 中部東海地区：静岡県，長野県，愛知県，岐阜県，三重県
- (6) 近畿地区：滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県
- (7) 中国・四国地区：鳥取県，岡山県，島根県，広島県，山口県，徳島県，香川県，高知県，愛媛県
- (8) 九州地区：福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，宮崎県，熊本県，鹿児島県，沖縄県

(選挙権及び被選挙権)

- 第4条 選挙権は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在の正会員に限りこれを有する。
- 2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前第1項の正会員で、会員歴10年以上を有し、当該年度において70歳未満であることが条件であり、加えて評議員2名による推薦を要する。
 - 3 選挙人および被選挙人の所属地区別は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在の正会員台帳に記載された学会誌送付先とする。

(評議員定数)

第5条 評議員定数は、定款第4章第18条の規定により150名以上200名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割当てる。その算定は、第6条に定める選挙管理委員会において行い、同委員会の割当てた各地区の評議員数の合計数をもって評議員定数とする。

(選挙管理委員会)

- 第6条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- 2 委員会委員（以下「委員」という。）は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中から地区毎に2名（合計16名）ずつ委嘱する。

- 3 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 委員会の運営に関して、必要な事項は別に定める。

(選挙の公示および選挙人名簿)

第7条 選挙に関する公示は、選挙の行われる年の前年の10月31日までに行わなければならない。

- 2 委員会は、選挙の行われる年の前年の9月1日現在における有権者名簿を10月31日までに全会員に送付する。
- 3 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めるときは、選挙の行われる年の前年の11月15日までに、委員会に異議の申し立てをすることができる。
- 4 委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

(立候補の届け出および辞退)

第8条 立候補しようとする者は、選挙の行われる年の前年の11月30日までに、所信表明書などを添えた文書により委員長に届け出なければならない。

- 2 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる前年の12月15日までに到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員長に提出しなければならない。

(公示)

第9条 委員会は、地区毎に候補者の名簿および所信表明書などをまとめ、選挙の行われる年の2月1日までに、会員に公示しなければならない。

(選挙期日)

第10条 選挙期日は、3月1日とする。

(投票)

第11条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選び、その氏名を予め委員会が定めた投票用紙に自ら記載して、これを委員会宛に投票期日までに到着するよう郵送しなければならない。

- 2 投票は、無記名投票とする。

(開票)

第12条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、正会員の中より開票立会人若干名を指名する。

- 2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第13条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、次の投票は各号に記載されたように処理する。

- (1) 第11条第1項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項のすべてを無効とする。

- (2) 投票用紙の記載が不明確なものは無効とする。ただし、明らかに特定の候補を指すことが認定された場合は有効とする。

(当選人の決定)

- 第 14 条 当選の決定にあたっては、第 3 条及び第 5 条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とし、次点は 3 人までを補欠人とする。
- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。
- 3 候補者数が評議員定数を超えない地区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、欠員は補充しない。
- 4 当選人が決定した時には、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに会員に選挙結果を知らせなければならない。

(異議の申し立て)

- 第 15 条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より 14 日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

- 第 16 条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長が報告する。
- 2 選挙の無効が決定された地区では、それぞれの当該地区において再選挙を行う。

(当選人の繰り上げ補充)

- 第 17 条 選挙日より 50 日以内に当選人が辞退または会員の資格を喪失したときは、その地区の補欠人を順次繰り上げて当選人とする。ただし、3 人を超えた場合の欠員は補充しない。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、補欠人 3 人までを繰り上げて当選人とする。

(補欠選挙)

- 第 18 条 定款第 18 条第 3 号の規定に違反することとなった場合、又は評議員数の減少等により理事会が特に必要と認めた場合には、補欠選挙を実施しなければならない。
- 2 前号補欠選挙は本選挙に準ずることとする。

(規則の改廃)

- 第 19 条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 この規則を実施するために必要事項は、内規に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

日本リハビリテーション医学会評議員選挙に関する内規

(選挙管理委員会)

- 第1条 評議員選挙に関する規則（以下「規則」という。）第6条第5項に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を次のように定める。
- 2 本学会の役員および学術集会長並びに評議員候補者は、委員会委員（以下「委員」という。）に就任することができない。
 - 3 委員が正会員の資格を失ったときは、理事長はその委員を罷免する。
 - 4 委員に欠員等が生じた場合は、業務に支障を及ぼすことのないように、理事長は予め委員と同数の予備委員を委嘱するものとする。
 - 5 予備委員は、前第1号、第2号の委員に関する規定を準用する。
 - 6 委員長は、委員を代表し事務を総理する。ただし、委員長に事故あるときは、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行委員を決定する。
 - 7 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
 - 8 全ての議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(立候補届け)

- 第2条 規則第8条第1項本文中の「文書」には、次の要件が具備されていることを要する。
- 2 立候補の意志と評議員としての所信表明が明示されていること。
 - 3 立候補を支持する2名の推薦人（評議員）の署名があること。
 - 4 その他、所信表明書にある履歴や学会活動に関する事項など、本選挙に関する規定上の要件が具備されていること。

(投票)

- 第3条 規則第11条に規定する投票に関して必要な事項を次のとおり定める。
- 2 委員会は、選挙に関する規定により、事前に投票要領（様式を含む）などに具体的な手続きを定め、規則第4条第3項に定められた正会員の宛先に通知（投票依頼）する。
 - 3 投票は、地区毎の評議員定数に基づき、定数20以下では3名、21～40では4名、41～60では5名の連記式とする。
 - 4 投票用紙の送付先は、日本リハビリテーション医学会事務局とする。
 - 5 送付された投票用紙は、委員長の指示に基づき、事務局において専用の保管庫にて厳重に保管する。

(開票立会人)

- 第4条 規則12条第1項中「若干名」とあるのは、少なくとも3名以上とし、指名に当たっては、公正性が保てるよう特に配慮がなされなければならない。

(選挙事務)

- 第5条 選挙に関する事務（規則第6条第1項の事務を除く。）は、日本リハビリテーション医学会事務局において行う。

(内規の改廃)

- 第6条 本内規の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認する。

附則

- 1 この内規は、平成19年6月6日から施行する。

附則

- 1 この内規は、平成21年6月4日から施行する。

評議員選挙・次回役員選挙に向けての予定

平成 21 年

6 月 3・4 日

選挙規定・内規について評議員会・総会での審議, 決定

7 月 25 日

各地方会で評議員選挙のための選挙管理委員候補 (各 2 名) 選出
役員会での同選挙管理委員承認

評議員定数等ルール of 公開

選挙管理委員会開催 選挙準備開始

9 月 1 日

正会員台帳確認

有権者名簿作成,

学会誌送付先住所に基づき各地区の定数算定

10 月 31 日

選挙公示 (期限)

10 月 31 日まで

有権者名簿 (9 月 1 日現在) を全会員に交付

11 月 15 日まで

選挙人の異議申し立て (誤記等)

→ 有権者名簿修正の場合は会員に公示

11 月 30 日

立候補届出 (含: 所信表明) 締め切り

→ 辞退は 12 月 15 日まで

平成 22 年

2 月 1 日まで

地区毎に候補者名簿・所信表明を会員に公示

3 月 1 日

選挙日 (郵送にて選挙管理委員会へ)

直ちに同選挙管理委員会は開票作業 (事務局)

当選人決定 → 当選人に当選の旨を通知

速やかに会員に選挙結果を告知

→ 50 日以内 (4/17 まで) に辞退または会員の資格
を喪失したときは地区の補欠人を繰り上げ当選

3 月 13 日

役員会で新評議員の決定

新役員選挙の公示, 立候補受付, 候補者所信表明告示など

5 月 19 日

評議員会にて新評議員の承認, 新役員選出

5 月 20 日

総会にて新評議員の承認, 新役員の承認